

# 令和6年度 湖東かなび学園 湖東中学校 いじめ防止基本方針

## 【いじめ防止の基本方針】

いじめは「基本的人権の侵害」にかかわる、決して許されない行為である。一方で、いじめはどの生徒にも起こりうることから、下記の学校教育目標のもと、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取組を継続して推進していく。

**「ふるさとを愛し 創造性と社会性に富み 実践力のある生徒の育成」**

**【いじめの定義】**  
いじめとは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

### 【いじめの未然防止のための取組】

#### 全教職員が組織的・計画的・継続的に

#### 生徒一人ひとりの自己有用感を高めていく

いじめの加害者には、「不安や葛藤」「劣等感」「欲求不満」などの心理が潜んでいる。そこに「心理的なストレス」「集団内の異質な者への嫌悪感情」「ねたみや嫉妬感情」「遊び感覚やふざけ意識」「被害者になることへの回避感情」などが原因となっていじめは起こる。

したがって、いじめを未然に防ぐためには、人権教育を基盤に、生徒一人ひとりの自己有用感を高めていく取組を重点的に行う。

- 1 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり**
  - (1) 生徒にとってわかりやすく、楽しく感じられる授業  
…ICTを活用した個別最適な学びと「協働的な学び」など
  - (2) 所属感を育む学級活動、学年活動…グループエンカウンターなど
  - (3) 自治力や自己有用感を育てる生徒会活動…パート活動、専門委員会の活動など
- 2 命や人権を尊重し豊かな心を育てる**
  - (1) 人権教育の充実…人権週間、人権集会、人権作文、人権標語の作成など
  - (2) 道徳教育の充実…道徳科の授業など
  - (3) 体験活動の充実…福祉体験など
  - (4) 特別な支援を要する生徒に係る理解教育の推進

### 【いじめの早期発見の取組】

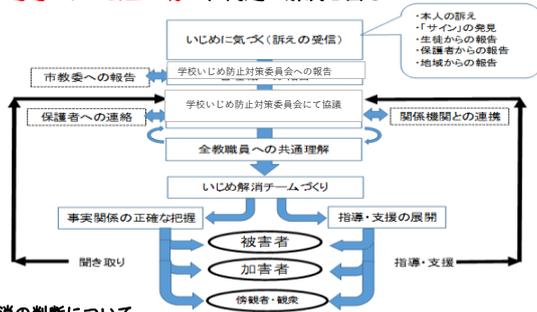
#### 生徒や学級の様子を積極的に把握する

いじめのささいな兆候やサインを見逃さず、全教職員で以下の取組を通して積極的にいじめの認知を行っていく。

- 1 観察法**  
健康観察や授業、日々の日記、給食、清掃、休憩、部活動などの時間に、教員が目視観察する。
- 2 面接法**  
学期に1回ずつ、教育相談週間を設け、担任を中心に生徒と面談を行う。
- 3 調査法**  
下の(1)～(3)のアンケートを活用して、生徒の心の状況を把握する  
(1) アンケートQU ……1、2学期に1回ずつ実施する。  
(2) 学級生活ふりかえりアンケート ……2、3学期に1回ずつ実施する。  
(3) 人権アンケート ……年間1回実施する。

### 【いじめの認知と早期対応】

被害を受けた生徒に非はないという認識に立ち、学校全体の問題として、組織的な対応を迅速にかつ公正に行い、問題の解決を図る



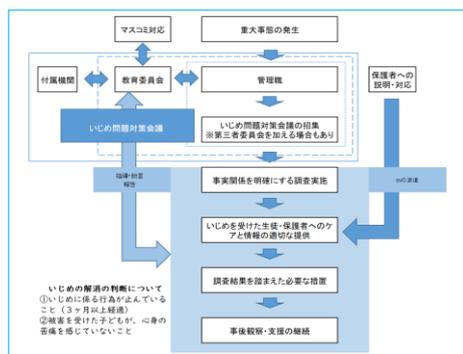
- いじめの解消の判断について**
- ①いじめに係る行為が止まっていること（3ヶ月以上経過）
  - ②被害を受けた子どもが、心身の苦痛を感じていないこと

### 【いじめ重大事態への対応】

いじめによる重大事態の発生が懸念されたときは、事実関係の把握と教育委員会との連携を密にした対応を迅速に行う

- 【いじめの重大事態の定義】**
- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
●子どもが自死を企図した場合 ●身体に重大な被害を負った場合 ●金品等に重大な被害を被った場合 ●精神的疾患を発症した場合 など
  - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
●年間30日を目安とし、一定期間継続して欠席している場合 など
- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、学校にその認識がなくとも、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。  
※外部からの問い合わせ窓口については、教頭に一本化し、対応を行う。

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」に沿って調査を行う。



「学校評価」「いじめ問題取組振り返りシート」「小中一貫教育地域推進協議会の提言」を活かした点検見直し

**小中一貫の取組**

- ・湖東中オープンスクール
- ・メディア学習会の定期開催
- ・湖東中校区クリーン作戦
- ・小中音楽交流
- ・小中合同あいさつ運動
- ・ノーメディアチャレンジ週間
- ・小中一貫授業公開 など

**家庭との連携**

- ・学校、学年、学級だよりの発行HPIによる情報提供
- ・PTA活動の推進
- ・人権・同和教育講演会の開催
- ・人権教育研修会の開催
- ・親子人権標語づくりの実施
- ・授業公開日の設定
- ・PTA広報誌（かむなび）の発行

**地域との連携**

- ・学校運営協議会との連携
- ・ジュニアリーダーと両地区青少年健全育成団体との懇談会
- ・青少年健全育成関係団体（竹矢・大庭両地区）との連携
- ・地区文化祭ボランティア
- ・地区体育祭ボランティア
- ・学校だより自治会配布
- ・地元事業所での体験活動
- ・地域行事への参加 など

**【いじめ解消チーム】**  
いじめの解消を目指す、生徒観察や指導を行うことを目的として組織する。

学校いじめ防止対策委員会  
学年部（担任）  
学びいさきサポートティーチャー  
CST など

**めざす生徒像（校訓）**

【自主】自ら考え、すすんで自分を生かす努力をする生徒  
【友愛】思いやりをもち、仲間の中で自己を伸ばす生徒  
【創造】新しいことにも積極的に取り組み、最後までやり抜く生徒

**めざす教師像**

- ・生徒と向き合い、生徒のよきモデルとなる教師
- ・生徒の日々の成長や変化に気づくことのできる教師
- ・生徒とともに学び、自ら研鑽に励む教師
- ・保護者・地域の声を聞き、地域の子どもを共に育てようとする教師

**めざす学校像**

- ・安全で安心して学校生活を送ることができる学校
- ・一人一人の生徒に居場所があり、他者とともに育つ楽しい学校
- ・家庭や地域に応援される学校
- ・教職員の実践が尊重され、働きがいのある学校

**校内体制**  
(コーディネーター：教頭)

**【生徒指導体制】**

- ・校内生徒指導部会
- ・いじめ問題対策委員会

校長  
教頭  
主幹教諭  
生徒指導主事（校内窓口）  
学年生徒指導担当  
当該学級担任・学年主任（保護者窓口）

教育相談担当  
養護教諭（SC等窓口）  
特別支援教育C  
人権教育主任  
SW・SSW・SC  
PTA会長・副会長  
・校内ケース会議（随時）  
・サポートチーム会議（随時）  
・要保護児童対策協議会（随時）  
・人権に関する委員会

**【教育相談体制】**

- ・学期に1回教育相談期間
- ・月2～4回のSC相談日
- ・1、2学期アンケートQU
- ・相談室、自習室の活用
- ・校内ケース会議 など

**【特別支援教育体制】**

- ・通級指導教室
- ・学習室等の活用
- ・特別支援学級の弾力的な運用（交流及び共同学習）
- ・発達・心理等に関する諸検査
- ・校内ケース会議 など